

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四五年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県告示第五百二十八号

土地収用法（昭和三十六年法律第二百十九号）第十一
条第二項の規定に基づき、次のとおり土地立入りの許可
をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 朗

一 起業者の名称 中國電力株式会社

二 事業の種類

旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）に
よる電気事業の用に供する電気工作物の設置に関する
事業（千代川水系の電源開発）

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市円通寺、長谷、赤子田及び倭人地内

岩美郡国府町大字岡益、谷、糸谷、清水、山根、神垣、
新井、吉野、松尾、中河原、山崎、殿、神護、
荒舟、上荒舟、上地、拾石、楠城、柄本、下木、
原、大石、石井谷、上木原及び雨滝地内

告 示

- ◆告示 土地立入りの許可
- 保安林の解除予定
- 牛の結核病検査等の実施

基準寝具設備の承認

基準看護等の承認

基準給食設備等の変更承認

被爆者一般疾病医療機関の指定

教委告示 定例教育委員会の招集

◆公告 危険物取扱主任者試験の実施

理容師試験及び美容師試験の実施

保母試験の合格者

八頭郡郡家町大字米岡、士師百井、石田百井、万代寺、

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市湖山町字大寺屋北方二、八四〇の四(「次の図」に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 解除の理由
鳥取市立養考施設敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

投薬、ピロプラズマ病検査、だに駆除及びひな白痢検査を

鳥取県告示第五百三十号

池田、久能寺、福本、郡家、宮谷、下門尾、門尾、奥谷、下阪、稻荷、西御門、市谷、殿、大門、花、覚王寺、福地、麻生、山志谷、落石、明辺及び姫路地内

八頭郡河原町大字布袋、稻常、袋河原、片山、河原、瀬谷、木、渡一木、今在家、徳吉、高福、山手、郷原、三谷、釜口、八日市、和奈見、佐貫、曳田、天神原、湯谷、小畑、牛戸、中井、本鹿、水根、小倉、山上、小河内、神馬、弓河内及び北村地内

八頭郡船岡町大字船岡、破岩、下濃、上野、郡家、見根中、隼福、福井及び見根地内

八頭郡若桜町大字高野、若桜、三倉、赤松、来見野、諸鹿、尾堂羅、浅井、大炊、岸野、糸白見、須澄、根安、不香田、長砂、湯原、岩屋堂、吉川、中原、大野及び小船地内

八頭郡八東町大字安井宿、田下部、横田、茂田、才代、小別府、新興寺、徳丸、東、岩淵、鍛冶屋、皆

一 八頭郡佐治村大字葛谷、小原、刈地、古市、大井、津無、森坪、津野、高山及び加瀬木地内

二 八頭郡佐治村大字葛谷、小原、刈地、古市、大井、津無、森坪、津野、高山及び加瀬木地内

三 八頭郡佐治村大字葛谷、小原、刈地、古市、大井、津無、森坪、津野、高山及び加瀬木地内

四 立ち入ろうとする期日
昭和三十八年十月八日から、昭和三十九年十月七日まで

鳥取県告示第五百二十九号
次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、牛、鶏の所有者に対して検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査

牛 捩乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月、分べん前一ヶ月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛 生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

原、島、南重枝、北山、富枝、日田、用呂、中、志谷、稗谷、横地及び妻鹿野地内
用瀬、金屋、家奥、屋住、安蔵、樟原、川中及び宮原地内

00210

(第3種郵便物
認可)

別表	実施期日	実施区域	実施場所	別表	実施期日	実施区域	実施場所
"	二十六日	"	溝口町 大坂、富江"	"	二十一日	"	字代、中祖、宮原"
"	三十一日	"	宇代、中祖、宮原"	"	二十二日	"	日野郡江府町 下蚊屋、助沢検診場
別表	ピロプラズマ病検査及びダニ駆除	実施区域	実施場所	"	二十三日	"	宮市原、杉谷、貝田"
"	十 月 十二日	"	日野郡江府町 下蚊屋、助沢検診場	"	二十四日	"	吉原、大河原"
"	十三日	"	宮市原、杉谷、貝田"	"	二十五日	"	御机、美用、栗尾"
"	十五日	"	御机、美用、栗尾"	"	二十六日	"	吉原、大河原"
"	十六日	"	吉原、大河原"	"	二十七日	"	江尾、久連"
"	二十一日	"	江尾、久連"	"	二十八日	"	宮市原、杉谷、貝田"
"	二十二日	"	宮市原、杉谷、貝田"	"	二十九日	"	御机、美用、栗尾"
"	二十三日	"	吉原、大河原"	"	"	"	"
"	二十八日	"	江尾、久連"	"	"	"	"
"	二十二日	"	宮市原、杉谷、貝田"	"	"	"	"
"	二十三日	"	吉原、大河原"	"	"	"	"
"	二十八日	"	江尾、久連"	"	"	"	"
"	二十九日	"	吉原、大河原"	"	"	"	"
別表	ひな白痢検査	実施区域	実施場所	"	"	"	"
"	実施期日	"	各種鶏場巡回	"	"	"	"
"	十五日	"	"	"	"	"	"
"	十四日	"	鳥取市	"	"	"	"
"	十三日	"	"	"	"	"	"
"	十二日	"	岩美町新井	"	"	"	"
"	十一日	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第五百三十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ

00209

(第3種郵便物
認可)

4

別表	実施期日	実施区域	実施場所	別表	実施期日	実施区域	実施場所
"	十六日	"	"	"	二十二日	"	二十五日
"	二十一日	"	"	"	二十三日	"	溝口町 大坂、富江"
"	二十二日	"	"	"	二十四日	"	安井、州河崎、下
"	二十三日	"	"	"	二十五日	"	吉原、大河原"
"	二十四日	"	"	"	二十六日	"	江尾、久連"
"	二十五日	"	"	"	二十七日	"	宮市原、杉谷、貝田"
"	二十六日	"	"	"	二十八日	"	御机、美用、栗尾"
"	二十七日	"	"	"	二十九日	"	吉原、大河原"
"	二十八日	"	"	"	"	"	"
"	二十九日	"	"	"	"	"	"

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鷄及びこれと同一構内で飼育している鷄

実施の期日 別表のとおり

検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管

凝集法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

だに駆除……BHC撒布

肝つ駆除のための投薬……ビチオノール製剤投与

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集診断法

別表 1 結核病検査及びブルセラ病検査

富市原、杉谷、貝
吉原、大河原
御机、美用、栗尾

吉原、大河原
安井、州河崎、下

吉原、大河原
江尾、久連

吉原、大河原
安井、州河崎、下

吉原、大河原
江尾、久連

吉原、大河原
宮市原、杉谷、貝田

吉原、大河原
御机、美用、栗尾

吉原、大河原
吉原、大河原

吉原、大河原
江尾、久連

吉原、大河原
宮市原、杉谷、貝田

吉原、大河原
御机、美用、栗尾

00212

(第3種郵便物可) 記			
実施期日	実施区域	実施場所	別表
十月 十二日	大栄町 東伯町 倉吉市 赤穂町	東高尾、西高尾 檜、福本、別所、比山	肝てつ検査及び肝てつ驅除
十三日	大栄町 東伯町 倉吉市 赤穂町	中尾、上伊勢、森、福本	
十五日	大栄町	妻波、大谷	

鳥取県告示第五百三十二号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき、基準寝具設備として次のとおり承認した。

00211

駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防

のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している

牛。ただし、生後六ヶ月、分べん前一ヶ月及び分

べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ驅除のための投薬

牛 生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び駆除の方法
1 結核病検査……ツベルクリン皮内反応
2 肝てつ駆除のための投薬……ビチノール製剤投与
3 ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

六 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

七 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

八 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

九 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十一 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十二 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十三 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十四 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十五 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十六 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十七 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十八 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

十九 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十一 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十二 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十三 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十四 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十五 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十六 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十七 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十八 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

二十九 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

三十 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

三十一 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

三十二 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

三十三 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

三十四 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

三十五 対象の期日 皮内注射反応及び虫卵検査

00213

(第3種郵便物)
鳥取県公報 第3469号

昭和三十八年十月八日

施	設	基準	看護	基準	対象	承認番号	対象	採用
上田病院	西町	(寝)	精神二病棟	六九床	"	"	"	"
幡病院	吉方	(寝)	精神三病棟	八八床	"	"	"	"
渡辺病院	鳥取市	(寝)	精神五病棟	一三〇床	昭三八	一病棟	(対象)	第三一號
	東町	二九				一病棟	乙表	三〇床

施	設	基準	看	基準	対象	承認番号	対象	採用
鳥取県	鳥取市	(看)	一般	一病棟	(対象)	第一號	一般	乙表
産院	吉方八	第二七號	一病棟	第三一號	一病棟	第三一號	一病棟	乙表
	〇六							

鳥取県告示第五百三十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定

方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき、
基準看護及び基準寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施	設	基準給食	基準寝具	採用
北垣胃腸科病院	鳥取市庖丁人町	(食)	一般	点數表
	第八号	三病棟	(対象)	
		第七号	三病棟	
		三八床	乙表	

施	設	基準	看	基準	対象	承認番号	対象	採用
鳥取県	鳥取市	(看)	一般	一病棟	(対象)	第一號	一般	乙表
産院	吉方八	第二七號	一病棟	第三一號	一病棟	第三一號	一病棟	乙表
	〇六							

00214

(第3種郵便物)
認

昭和三八年十月八日 火曜日 鳥取県公報 第3469号

昭和三十八年十月八日

鳥取県告示第五百三十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、

被爆者一般疾病医療機関として次のとおり指定したので、
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する第

十二条の規定により告示する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日 名 称 所 在 地
昭和三十八年 九月十八日 石田医院 気高郡青谷町青谷三、

教育委員会告示

1 試験の期日及び場所
試験の期日 昭和三八年1月1~7日 午前8時30分から

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十月八日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

2 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）
- (2) 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）

3 試験科目

- (1) 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。
- ア 基礎物理学及び基礎化学
- (ア) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎物理学
- (イ) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な高度の基礎化学
- (ウ) 燃焼及び消火に関する高度の基礎理論
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- (ア) すべての種類の危険物の性質に関する高度の概論
- (イ) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の特性

- (ウ) 危険物の類ごとに共通する火災予防及び消火の方法
- (エ) 品名ごとの危険物の一般性質
- (オ) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令
- イ 危険物に関する法律
- (ア) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学
- (ウ) 燃焼及び消火に関する基礎理論
- イ. 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- (ア) すべての種類の危険物の性質に関する概論
- (イ) 第1類から第6類までのうち受験に係る類の危険物に共通する特性
- (ウ) 第1類から第6類までのうち受験に係る類の

00216

(第3種便物郵便物司)

昭和38年10月8日 第3469号 第3報 公県取鳥日曜火曜

11 昭和38年10月8日

00215

(第3種便物郵便物司)

昭和38年10月8日 第3469号 第3報 公県取鳥日曜火曜

4 受験資格

- (1) 甲種試験は、昭和38年11月16日までに又はイに該当する者は
- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で、6月以上危険物取扱の実務経験を有するもの
- イ 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後、2年以上危険物取扱の実務経験を有する者
- (2) 乙種試験は、昭和38年11月16日までに6月以上危険物取扱の実務経験を有する者

5 受験手続

- (1) 受験願書受付期間
昭和38年10月8日から昭和38年10月31日午後5時まで（郵送の場合は、昭和38年10月31日午後5時までに着信のものに限る。）
- (2) 受験願書の提出先
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課

(3) 提出書類等

- ア 受験願書乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別に提出すること。
- イ 4の(1)のアに該当する者は最終学校卒業証明書、化学に関する学科の単位取得証明書及び6月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類
- ウ 4の(1)のイに該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けたのち2年以上の危険物取扱実務経験を有することを証明す

00217

昭和38年10月8日 火曜日 島根県取扱公報 第3469号

る書類

エ 4の(2)に該当する者は、6月以上危険物取扱の

実務経験を有することを証明する書類

オ 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手写判のものでその裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したものを受け取扱書の写真欄に添付すること。

ガ 第1類又は第5類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法の一部を改正する法律(昭和35年法律第140号)施行前の火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条

第1項の規定による甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は同条第2項の規定による甲種火薬類取扱主任者免状若しくは、乙種火薬類取扱主任者免状を有する者については①の(イ)の(ア)及び(イ)並びに③の(2)のイの(イ)及び(エ)

の試験科目が免除されますので免状の写しを添付すること。

キ 受験手数料

甲種試験を受験する者は800円、乙種試験を受験する者は類ごとに500円に相当する島根県収入証紙を受験願書の手数料欄に記入して納付すること。

6 その他

(1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は実務について雇用主(会社の支店等)にあつては支店長)の証明

(2) 納付した受験手数料は申込みの取消し又は受験しなかつた場合でも返還しない。

(3) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課にお問い合わせください。

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和38年10月8日

鳥取県知事 石破二朗

以上、夜間課程にあつては1年4ヶ月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を経たものに規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を終了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者

(4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)

附則第5項各号に、美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けことができない。した美容師養成施設において屋間課程にあつては1年

2 受験資格

次の(1)から(4)までの一に該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において屋間課程にあつては1年

4 出願方法

13 昭和38年10月8日

00218
(第三種郵便物)
認證(郵便局印)

第3469号

00219

昭和38年10月8日 火曜日 鳥取県公報

(第3種郵便物)
記

司

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

昭和38年10月8日 第3469号 報公県取鳥田麗水

00220

昭和38年10月8日 第3469号 報公県取鳥田麗水

- (1) 願書の提出期間
昭和38年10月26日から昭和38年11月4日
まで(郵送のものについては、昭和38年11月4
日の消印のあるものまで有効とする。)
- (2) 願書の提出先
ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所
イ 県外居住者は、鳥取市東町 鳥取県厚生部衛生
課

- (3) 提出手類
ア 受験願書(別記様式によること。)
イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実
地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)
ウ 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
エ 実地習練を終了したことを証する書面
オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
カ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽
正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月
日を記載したもの)

- (4) 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第
5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第
277号)第2条第4項の規定により、学科試験を
免除される者は、(3)のイからエまでの書類に替えて、
知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知
書を提出する。

5 試験手数料

(1) 試験手数料 500円

(2) 5の(1)の手数料は、500円に相当する額の鳥取
県収入証紙を受験願書の新定欄にはりつけ納付する
こと。(この収入証紙に消印を押さないこと。)

(3) 納付した手数料は還付しない。

6 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
ア 受験通知書、昼食及び上ばき
- イ 理容師試験を受ける者

別記様式

理容師(美容師)受験願書

本籍

住所(番地及び○○方も記入すること。)

(ふりがなをつける)

氏名

年月日生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規
定による理容師(美容師)試験を受験いたしたいので、
別紙関係書類を添えてお願いします。

年月日

氏

名

鳥取県知事 謹

注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」
と朱書きすること。

15

昭和38年10月8日 火曜日 取巻県

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13
条第2項の規定により昭和38年9月に行なつた保育試
験の合格者は、次のとおりである。

昭和38年10月8日

鳥取県知事 石破二朗

全科目合格者

平尾 美枝	谷上 宏代	河野 順子	黒瀬 輝恵	河藤 光枝	竹内 清子
小谷 寛美	荻野 幸子	福田富士子	野田 紗子	灘吉 陽子	松本 桂子
木野谷和子	藤原 昭子	安藤 幸子	井上なす乃	宗元 光江	面坪 梓子
村田 郁子			樋口 明子	中島 敦子	尾崎 勝子
一部科目合格者			小谷 洋子	柳原三千代	山内 淑江
中村 哲子	木原 春枝	湯口 敬子	坂本 幸惠	川田 文子	
滝田万喜枝	橋本 純子	清水 智熙		山田 昌子	
小林 斎子	浦瀬 秀子	吉田 札子		篠山 常子	
村上 文恵	朝田 翠	山本 東恵		松原 幸枝	
池本 兼江	岡村 敏栄	奥村 洋子		泉 久子	
木下 伸子	大佐 雪子	平井みさ子		田中 洋美	
藤原 春枝	熊谷 幸栄	北畠みづ子		坂田 久枝	

昭和38年10月8日 火曜日 取巻県

第1回 鳥取県知事 東町[丁目] 取巻市聚谷町[丁目] 取巻市聚谷町[丁目] 取巻市聚谷町[丁目] 取巻市聚谷町[丁目]